

中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)

1 保証対象者

県内に住所を有する下記のすべての要件を満たす中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先。

「ココをチェック!!」

- ①金融機関との提携商品で、事前照会制により査定迅速化
- ②金融機関の企業評価「自己査定」の活用により、簡易・迅速な保証を提供
- ③健全先がターゲットのため、無担保保証で追加融資が可能

2 資格要件

- (1)保証対象業種に属する事業を1年以上継続して営むもの。
- (2)申込金融機関と与信取引があること。
- (3)申込金融機関の自己査定基準による判定結果が、原則、「正常先」(注)であること。

3 保証限度額

8,000万円
利用できる中小企業信用保険の種類は一般無担保保険(8,000万円)及び経営安定関連特例の別枠無担保保険(8,000万円)の限度内とする。

4 資金使途

運轉資金

5 保証期間

運転資金：10年以内ただし、一括返済は1年以内。

6 その他

※対象の中でも特に優良な先(保証料率区分⑦～⑨)については、代表者を含めて保証人不要とすることで、より幅広い利用者の取り込みが可能です。ただし、経営者保証有りの保証を経営者保証無しの保証で借り換えることは原則不可となります。

※この取扱いは、すべて金融機関経由とし、事前照会書による照会後の
申込となります。原則として照会日の翌日から3営業日以内に保証申
込の諾否等について回答いたします。

※本制度は、愛媛県の制度融資（緊急経済対策特別支援資金）及びセーフティネット保証の保証制度が併用利用可能です。これにより、固定の低金利の導入や低い保証料率の適用が可能となります。

(注) 保証料率区分の低い先や「みなし格付」の先等(保証料率区分の低いもの)については業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、内部保留の状況、今後の決算見込等を確認できる補足資料を提出していただき、総合的に判断のうえ、「正常先」として問題がないかを審査いたします。

〈中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)に係る事務処理フロー〉



- ①お客様に「スムーズ8000」の利用意思があるかどうか確認します。
(※個人の場合は、照会用の「個人情報の提供に関する同意書」を徴求してください。)
- ②金融機関は、「保証申込事前照会票」(様式M132)を作成し、申込が可能かどうか等を保証協会に照会(FAX、持込、郵送)します。
※決算書未登録先は決算書を、また、新規先は商業登記簿謄本を提出してください。
- ③保証協会は、金融機関に対し、速やかに保証の取扱の諾否等について「保証申込事前照会回答書」(様式M133)等により回答します。
※原則として、照会日から3営業日以内に回答します。
- ④事前照会の回答を受けた金融機関は、関係資料を整えて正式に保証協会に保証依頼を行います。
- ⑤保証協会は、簡易審査により迅速な保証承諾に努めます。
- ⑥保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。

【保証申込事前照会票の様式】

[illegible]